

# 因果関係（相当因果関係説）

©甲斐翔真

## 1 はじめに

**因果関係を判断する意味：偶然的な結果を排除し、適正な帰責範囲を確定したい！**

判例は、因果関係についての判断枠組みを明示していない。

前回の解説の通り、条件関係のみで因果関係を肯定されると、行為者に偶然的な結果を帰責することになり責任主義に反する。

そこで、**偶然的な結果を排除し、適正な帰責範囲を確定するため**、法的因果関係も必要と解されている。

相当因果関係説（米兵ひき逃げ事件？）と危険の現実化説（近時の判例に整合的）などがある。

学部の期末試験や司法試験（令和2年司法試験刑法論文設問2）・予備試験で見解指定がされていなければ、危険の現実化説で論述できればいいと思います！

危険の現実化説を確り理解するためには、相当因果関係説のどこに問題があり、その問題を危険の現実化説はどのように解決していくのか。といった視点を持つことが重要だと思います！

平成22年司法試験刑法出題趣旨

「因果関係については、相当因果関係説、最近の判例の立場とされる客観的帰属論的な考え方など見解は様々あるところ、自らのよって立つ考え方を明らかにした上、当てはめを行うことになる。」

## 2 法的因果関係（相当因果関係説）

条件関係を前提に、その行為からその結果が発生することが一般人の経験則上**相当**であるといえる場合に因果関係を肯定する。

かつての通説的見解であったが、大阪南港事件を契機に相当因果関係説の危機ということが言われ、修正する（次回解説：危険の現実化説）動きがみられた。因果関係を確り理解するには相当因果関係説の理解が不可欠と思います！

**相当性**の判断は、一般人の経験上、その行為からその結果が発生することが**相当**か。で判断する＝経験則上通常か。

# 因果関係（相当因果関係説）

©甲斐翔真

その相当性の有無を判断する際に、どのような事情を判断資料として考慮できるかについてで、以下の様に説が対立している。

## 3 相当因果関係説（主観説）

行為時に、行為者が認識（予見）していた事情及び認識（予見）し得た事情を判断資料に入れて、相当性を判断する。

## 4 相当因果関係説（客観説）

行為時に、客観的に存在していた全事情及び、一般人が予見可能な行為後の事情を判断資料に入れて、相当性を判断する。

## 5 相当因果関係説（折衷説）

- 一般人の認識可能な事情を相当性の判断資料に入れる。  
刑法は一般人に向けられた行為規範であるから。
- 行為者が特に認識していた事情を相当性の判断資料に入れる。  
因果関係は偶然的な結果を排除し、適正な帰責範囲を画定するものだから。

例えば、甲が乙を殴ったところ、乙には心臓に異常があり、甲の暴行とその異常が相まって乙は心筋梗塞により死亡した。

↓

行為時に、一般人がその異常を認識できず、甲も認識できなかった場合、その異常を因果関係の判断資料から除外して、甲の暴行と死亡との因果関係を判断する。

↓

甲の暴行から、乙が心筋梗塞により死亡することは社会通念上相当といえない。  
因果関係否定（傷害致死でなく傷害罪）

↑

客観的に結果発生の実質的危険性を有する行為をしておきながら、結果発生につながる基礎事情を行為者と一般人が認識・予見してない、或いはできないからと言って、因果関係を否定するのは法益保護観点から妥当でない！

この批判等に答えるため、次回の危険の現実化説を考える。